

平成19年度 社会保険庁概算要求の概要

□各特別会計の要求額

	(歳入)	(歳出)	(収支差)
○年金特別会計(仮称)	72兆1,607億円	72兆1,607億円	—
○船員保険特別会計	678億円	647億円	31億円
合計	72兆2,285億円	72兆2,254億円	31億円
※児童手当勘定分を除く			

(1) 国庫負担の要求額

平成18年度予算額	平成19年度要求額	差引増額
7兆7,322億円	8兆521億円	3,199億円
※児童手当国庫負担金を除く。		
○基礎年金国庫負担2分の1に向けた段階的引上げに係る経費については、別途事項要求。		

(2) 各勘定別歳入・歳出・収支差

	歳入	歳出	収支差
年金特別会計(仮称)	72兆1,607億円	72兆1,607億円	—
[児童手当勘定含む]	[72兆5,517億円]	[72兆5,517億円]	[—]
基礎年金勘定	19兆1,510億円	19兆1,510億円	—
国民年金勘定	6兆199億円	6兆199億円	※1 ▲1,842億円
厚生年金勘定	36兆8,250億円	36兆8,250億円	※1 ▲6兆1,086億円
福祉年金勘定	212億円	212億円	—
健康勘定	9兆4,985億円	9兆4,985億円	※2 ▲2,865億円
業務勘定	6,452億円	6,452億円	—
(児童手拠入金収入分を除く)	(5,097億円)	(5,097億円)	—
[児童手当勘定]	3,910億円	3,910億円	—
船員保険特別会計	678億円	647億円	31億円
合計	72兆2,285億円	72兆2,254億円	31億円
[児童手当勘定含む]	[72兆6,195億円]	[72兆6,164億円]	[31億円]

(注1) 上記表中における計数はそれぞれ四捨五入によっているため端数において合計とは合致しない場合もあり、整理上変動が有り得る。

(注2) 年金特別会計(仮称)については、行政改革推進法に基づく特別会計の見直しを踏まえて厚生保険特別会計と国民年金特別会計を統合している。

※1 年金特別会計(仮称)国民年金勘定及び厚生年金勘定については、積立金からの受入額である。

※2 年金特別会計(仮称)健康勘定については、事業運営安定資金からの受入額である。

平成19年度社会保険庁予算概算要求の主要事項

＜不適正な事務処理の再発防止と社会保険庁改革の推進＞

国民年金保険料の不適正免除等の反省を踏まえ、法令遵守の徹底、事務処理体制の見直し、閉鎖的な組織体質の解消など、不適正な事務処理の再発防止の取組みを進めるとともに、国民サービスの向上、保険料収納率の向上、ガバナンスの強化等の取組みを徹底するなど、業務改革・意識改革・組織改革の更なる推進を図る。

また、国民の信頼の回復に向けて、平成20年10月に社会保険庁を廃止した上で、政管健保については、国から切り離すとともに、公的年金については、先の通常国会に提出した社会保険庁改革関連法案に基づき、厚生労働省の特別の機関として「ねんきん事業機構」を設置するなど、解体的出直しを行う。

◇社会保険庁事業運営費 4,952億円 → 4,957億円

(1) 組織改革・職員の意識改革の推進

法令遵守意識の充実など、法令遵守の意識を徹底するとともに、社会保険事務所の業務の標準化・統一化、システムの事務処理のチェック機能の整備、能力重視の広域人事の断行等の取組みを早急に進める。

また、監査機能の強化を図るため、外部専門家を登用し、業務・会計・個人情報管理に関する監査を実施する。

さらに、職員の能力・実績の評価を任用・給与に反映させる新人事評価を実施するなど、職員一人ひとりの意識改革を徹底する。

(2) 業務改革の推進

35歳の方への年金加入状況の送付や、国民サービスの向上を図るとともに、市町村からの所得情報を活用した強制徴収の拡大など国民年金保険料の収納対策を一層強化する。

また、国民年金保険料の収納事業について、公共サービス改革法に基づく民間競争入札を実施するなど、民間委託する対象社会保険事務所を大幅に拡大する。

社会保険オンラインシステムについては、最適化計画に沿って競争入札による調達コストの削減や運用コストの削減を図るため、汎用性のある効率的なシステムを着実に構築する。

(3) 特別会計改革の推進等

行政改革推進法に基づき、厚生保険特別会計と国民年金特別会計を統合し、国民年金・厚生年金の収支や財政状況について、一覧性、総覧性を確保するとともに、事務・事業の合理化・効率化を図る。

I 組織改革・職員の意識改革の推進

組織改革・職員の意識改革を推進するとともに、ガバナンスの強化を図ります。

- **法令遵守（コンプライアンス）意識の徹底** **3百万円【新規】**
法令遵守の意識を職員に徹底するため、社会保険大学校における研修を強化するとともに、各社会保険事務局及び各社会事務所で行う研修において、外部専門家を講師に招き、全職員を対象に、法令遵守研修の充実を図る。
- **業務処理の標準化・統一化の徹底** **36百万円【新規】**
社会保険事務所の業務処理の標準化・統一化を図るため、全国統一の業務処理マニュアルを職員が随時、検索や閲覧ができるようシステム化を図る。
- **能力重視の広域人事及び新人事評価の実施**
能力重視の広域的な人事を行うとともに、職員の能力・実績の評価を任用・給与に反映させる新人事評価を実施するなど、職員一人ひとりの意識改革を徹底する。
- **監察部門の機能強化** **75百万円→111百万円**
外部の専門人材を登用した特別監査官による、会計・業務・個人情報管理全般についての監査を実施するとともに、社会保険事務局単位で実施していた地方監察をブロック単位に集約し、地方社会保険監察官がこれまで所属していた社会保険事務局以外の監察を行う仕組みとするなど、不適正な業務処理の早期発見と是正を重視した監察を実施する。
- **政管健保の公法人化** **14億円→30億円**
平成20年10月の政府管掌健康保険を公法人に移行するため、業務システム構築や財政運営の検討等、必要な準備を進める。

Ⅱ 業務改革の推進

1. 国民サービスの向上

年金加入状況の積極的な情報提供を実施します。

- 年金加入記録通知の送付 65百万円→271百万円
被保険者が、将来の年金受給権について意識し、年金制度の重要性を再認識していただけるよう、35歳における年金加入の状況を送付する。

手続き等の利便性の向上を図ります。

- 住民基本台帳ネットワークシステムを活用した現況届の省略 18億円→14億円
年金受給者の利便性の向上を図るため、住民基本台帳ネットワークシステムを活用して生存確認を行うことにより、現況届の提出を省略する。
- 裁定請求書の事前送付 4億円→5億円
年金請求者の利便性の向上を図るため、年金支給年齢に到達する直前に、あらかじめ年金加入履歴等を記載した「裁定請求書」を送付する。
- 年金電話相談業務の見直し 39億円→40億円
中央年金相談室及び全国23箇所の年金電話相談センターについて平成19年度から順次集約化を進め、コールセンターを整備することにより効率化と機能の充実を図る。

政府管掌健康保険における被保険者サービスを充実します。

- 疾病予防健診対象者の増 419億円→435億円
被保険者のニーズに対応した健康診断を推進する観点から、健診の受診者の拡大を図る。
・対象者：4,031千人→4,437千人
- 肝炎ウイルス検査の充実 4億円→5億円
政府管掌健康保険における肝炎ウイルス検査について検査対象者を見直し、35歳以降5歳間隔の節目年齢の者を対象とした検診から、35歳の初回年齢の者を重点的に実施するようにするとともに、これまで受診できなかった者は

全年齢で受診可能とする。また、受診を促すため、広報を更に充実する。

・対象者：223千人 → 322千人

2. 保険料収納対策の強化

国民年金保険料の収納業務について、民間委託を拡大するなど、より効率的で効果的な収納業務を展開するとともに、保険料の収納対策を強化します。

- 行動計画に基づく納付督促の着実な実施 130億円→110億円
 - ・未納者に対する国民年金推進員による戸別訪問の実施
 - ・未納者に対する催告状の送付及び電話納付督促の実施
 - ・集合徴収の実施
 - ・長期未納者に対する職員による戸別訪問の実施

- 所得情報を活用した強制徴収の拡大 2億円→4億円

重なる納付督促にも応じない国民年金保険料の未納者に対して、最終催告状を送付して納付督促を行い、それでもなお保険料を納付しない者に対しては、差押を含めた強制徴収を実施する。

- 免除等制度の周知等の実施 1億円→5億円

保険料負担が乏しい方や学生に対して、免除等制度の周知・申請手続の勧奨を行うとともに、免除等申請の手続の簡素化を図り、申請に係る負担を軽減し、無年金や低年金を防止する。

- 保険料を納めやすい環境づくり 6億円→11億円

口座振替やクレジットカードによる納付の推進など保険料を納めやすい環境づくりを進める。

3. 民間委託等を大幅に拡大します。

- 公共サービス改革法に基づく国民年金保険料収納業務の民間委託の実施 12億円→26億円

国民年金保険料の収納事業について、公共サービス法に基づく民間委託を実施し、その対象社会保険事務所について大幅に拡大する。

 - ・国民年金保険料の収納事業： 35事務所 → 95事務所

○ 厚生年金等の未適用事業所に対する適用促進事業の民間委託の実施

3億円→8億円

厚生年金保険・健康保険の未適用事業所の適用促進業務について、全312カ所の社会保険事務所で民間委託を実施する。

- ・未適用事業所の適用促進事業：104事務所 → 312事務所

4. 社会保険オンラインシステムについて、抜本的な見直しを進めます。

○ 社会保険オンラインシステムの見直し

1,415億円→1,434億円

平成17年度に策定した「社会保険業務に係る業務・システム最適化計画」に基づき、平成18年度から22年度までの5年間でシステムのオープン化（専用機器から汎用機器への移行等）を図り、汎用性のある効率的なシステムの構築を着実に実施する。

- | | |
|-------------------------------|-------|
| ・次期システム作成費 | 217億円 |
| ・システムをオープン化するための費用（いわゆる残債の解消） | 292億円 |
| ・既存システムにおける法律改正によるシステム開発経費 | 105億円 |

Ⅲ 特別会計改革の推進等

厚生保険特別会計と国民年金特別会計を統合し、年金特別会計（仮称）とします。

行政改革推進法に基づき、厚生保険特別会計と国民年金特別会計を統合し、年金関係の会計を一つにすることで、年金に係る制度別の収支や財務状況が1会計の中で把握できることとなり、年金関係の財務状況について、一覧性・総覧性をもった形で把握することが可能となる。

業務勘定を一つに統合することで、事業運営予算が1勘定として明確にわかりやすくなるほか、会計手続の簡素化等によるバックオフィス（庶務・会計）の事務の効率化等、事務・事業の効率化・合理化に努める。

被用者年金の一元化、労働保険との徴収事務の一元化を推進します。

○ 被用者年金の一元化の推進

1. 5億円【新規】

「被用者年金制度の一元化等に関する基本方針について」（平成18年4月閣議決定）に基づき、年金相談等の情報共有化を推進する。

○ 労働保険との徴収事務の一元化の推進

10百万円→7百万円

事業主の利便性の向上及び行政事務の効率化を図るため、労働保険との徴収事務の一元化を推進する。